

遺言書の作成と事業承継

会社のための遺言～社長の“ラスト・メッセージ”はどう描きますか

第1回 遺言相続と法定相続

田幡 FP・行政書士事務所 所長 田幡 悦子

はじめに

米国アカデミー賞で外国語映画賞に輝いた「おくりびと」が世界で高い評価を得たことに時代の変化を感じます。「死を忘れた文明」といわれる近代において「死」はもっぱら忌むべきものというマイナスイメージで捉えられてきましたが、“納棺師”という日本独特の存在を描くことで、日本人が時代を超えて持っていた宗教観がクローズアップされたことは死への尊厳を再考する機会となりました。

定年がないオーナー経営者は「自分は一生現役で働く」という志を抱いて事業に専念することはとても大事ですが、いつまでも働き続けられるわけではなく、また不慮の事故等に巻き込まれるリスクも背負っています。そしていつかは必ず社長交代が行われるはずで、最後は人間みな平等に、どんな財産、名誉、権力であろうと苦楽を共にした家族、仲間、部下など大切な人、愛する人と別れる日が訪れます。

我が国の事業所の存続状況はこの20年間で670万社から590万社へと減少し、特に近年では年間約10万社が廃業を余儀なくされています（総務省統計局調査）。こうした原因は経済状況の変化もさることながら、2007年問題と騒がれた団塊の世代の経営者とその後継者の不在も大きな要因と考えられています。

一方で、日本には個人商店や小規模な会社を含めると創業100年を超える“老舗企業”は10万以上もあり、日本人には創業の精神を守り、発展させゆく後継者の努力と信念が備わっているともいえます。自分一代で終わらせる選択もありますが、社会的責任を果たす上でも自分亡き後も社会に貢献しゆく会社として存続、発展させることは社長にとっても理想的な姿と思われます。

会社をいかに長く存続させるか、自ら退いた後を誰に継がせるか、自社株式をどのようにして誰に譲るか、まさに今事業承継が注目されています。また、現在若手社長・若き起業家であっても「社長は一日にしてならず」事業承継と一口に言ってもとても短期間で出来るものではなく、末永い発展を考えると5～10年計画で進めるのが理想とされています。

そこで、本稿は昨年連載された経営セミナー、中堅・中小企業の事業承継対策の第3回で取り上げられた一親族内で承継する場合—の中で紹介された社長の「遺言」について、テーマを絞って解説します。

会社の発展のため、後進の憂いがない引退をするためにオーナー社長のラスト・メッセージ(一般的には英文で「遺言」は「last will and testament」となっていますが…)【後継者・家族・会社役員・従業員へ贈る最後の言葉】をどう描きますか…

1. 遺言に関する法律用語

「遺言」—普通はユイゴンと読みますが、法律的にはイゴン、イゲンとも読まれています。はじめに、親族等関係者も含めて一生に何度も経験することではない、普段あまり耳にしない遺言・相続に関する法律用語について簡単に解説します。

図表1：遺言に関する法律用語

(1)	いりゅうぶん 遺留分	被相続人（死亡した者）の財産のうち、兄弟姉妹を除く相続人が最低限確保できる相続財産に対する割合①直系尊属のみのときは遺産の1/3 ②その他の場合は1/2
(2)	いりゅうぶんげんざい 遺留分減殺 はいきやうげん 請求権	特定の人に財産全部を与えるような場合に遺留分を主張できる相続人がその侵害された遺留分相当の財産を取り戻すための権利
(3)	とくべつじゆえき 特別受益	被相続人が亡くなる前に相続人が受けていた一定の贈与分や遺贈分 具体例 次男が医者になるために金銭援助をした・長男の自宅を購入する際に金銭援助をした・長女が結婚する際に金銭援助をした等々
(4)	特別受益の持戻しと持戻し免除の意思表示	<ul style="list-style-type: none"> ●特別受益者（①遺贈を受けた者②婚姻または養子縁組のための贈与を受けた者③生計のための資本として贈与を受けた者）が贈与分・遺贈分を差し引かれて相続を受けること ●「上記特別受益は返さなくてよい」との遺言で生前の遺贈・遺贈分を相続分の算定で差し引かないようにすること
(5)	きよぶん 寄与分	被相続人の生前に、ある法定相続人が被相続人の財産の維持や増加に貢献した場合、貢献の程度に相当する金額を相続分に加算されること 具体例 父親の事業に長男が後継者として大きく貢献し、父親の財産が増えた・長女が両親と同居し、父親の重い介護を含め長年面倒をみた
(6)	はいじよ 廃除	被相続人に対する虐待その他著しい非行を理由として、遺留分を有する推定相続人（被相続人が死亡した場合に相続人の地位を有する見込みの者）をその地位から除外することで以下の2つの方法がある。 ①生前廃除（被相続人が生前に自ら家庭裁判所に排除の申立てを行う） ②遺言廃除（遺言書に記載して死後家庭裁判所に申立てを行う） 具体例 三男が父親の病氣療養中に、不法な財産贈与を要求し、これを断ったために父親を殴打、罵倒したために病状が悪化したので三男を相続人から除外した
(7)	いぞう 遺贈	遺言により遺言者の財産の全部または一部を、 <u>無償で他人に譲渡すること</u> 以下の2つの種類がある。 ①包括遺贈（遺産の全部または一部を一定の割合で示して行う） ②特定遺贈（特定の財産を対象に行う）
(8)	ふたんつきいぞう 負担付遺贈	受遺者（遺贈を受ける者）に一定の義務（負担）をかけること 具体例 創業当初より片腕として、会社を発展させてきた取締役に持株の一部を譲渡する代わりに後継者である長男を支えてほしい等々 留意点：○受遺者は対価の限度で義務（負担）を果たす ○受遺者がその義務を履行しない場合は遺言の取消しの請求も可能
(9)	しんぞうよ 死因贈与	贈与者（被相続人）が死亡することを条件として効力を生じる贈与のことで、前述の「遺贈」と似ているが、遺贈が受遺者の意思に関係なく一方的に遺言するのに対し、あらかじめ贈与者が受遺者に対し、死後に財産を贈与する旨を告げて受遺者の了解（契約にあたる）を得る必要がある。
(10)	いごんしゅつこうし 遺言執行者	遺言者の死後に、遺言の内容を実現するために必要な行為や手続をしてくれる人のことで、誰でも指名できるが、相続人のうちから指名した場合、親族間でもめる可能性があるため、利害関係のない第三者や手続に精通した専門家を指定するケースもある。
(11)	かていさいばんしよ 家庭裁判所	裁判所法に基づいて設置された裁判所の一種で、相続に関しては相続人間の遺産分割調停や審判をはじめ、相続人の廃除の申立て（前述）の審理や自筆証書遺言（後述）の検認等を行う。

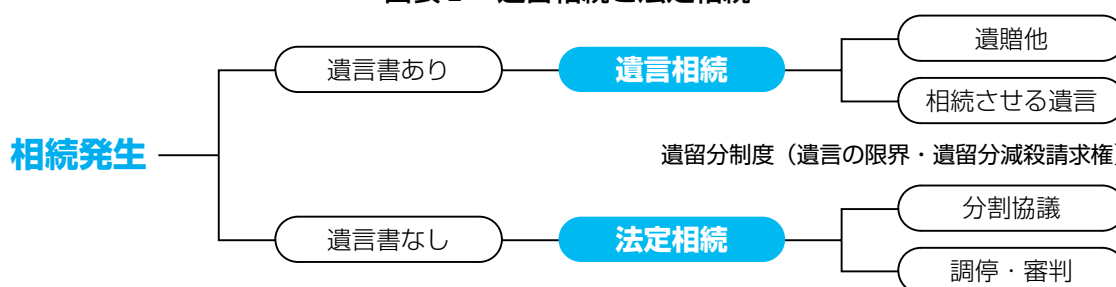
2. 遺言相続と法定相続

遺言は、遺言者の死後に遺言どおりの効果を発生させようというもので、遺言者の最後の意思表示といわれています。従って本人の意思表示に基づいて法律効果が発生するという点では、売買、贈与等と同じ“法律行為”です。

これに対して法定相続は、人の死亡という事実によって発生する法定の法律効果であり、意思表示に基づくものではないため、法律分類上は“事件”と呼ばれています。

遺言書がある場合とない場合では相続が発生した際には状況が大きく変わってきます。

図表 2：遺言相続と法定相続



近年、団塊世代の退職時期と重なり遺言書の作成件数は増加の一途をたどっています。戦前までは家督相続制度を取っていましたが、戦後の民法改正で配偶者や子、親・兄弟に一定の割合で相続することが認められ、遺言書を遺さなければ法定の割合で分配されることになります。(法定相続) (具体的な相続配分については次回解説します)

特にオーナー社長は、生きていうちに十分な事業承継計画を検討する必要があります。オーナー社長が遺言書を書かずに亡くなった場合、全ての遺産は法定相続に従います。後継者が法定相続人だとしても他の相続人よりも多くの遺産を相続できるわけではありません。

また一般的に自己財産のうち事業用資産がその7割を占めるといわれているオーナー社長は所有する自社株式や事業用不動産は各相続人の法定相続分に従って分割されることになり、その結果後継者に事業用資産を集中できずに会社の運営、存続に支障をきたすことにもなりかねません。

さらにいざ遺産分割協議といっても相続人各々の意見、それらの配偶者の思惑まで絡み合っただけでスムーズな合意が得られず、家庭裁判所での調停、審判へと分割が完了するまで長期間かかるケースも最近では激増しています。

いつまとまるかわからない法定相続、遺産分割協議に会社の命運を委ねるには大きな問題が山積しています。こうしたことから、社長こそ遺言書を遺す必要があります。(遺言相続)

ご参考までに社長亡き後(相続開始)のフローチャートを参考1として最後に記します。財産目録や具体的な遺産の分け方まで指定した「遺言書」があれば、相続人が遺産の調査をする際や分割協議をするときに大変役立ちます。

3. 遺言の種類

遺言には普通方式と特別方式の2つに大別され、危急に迫った者、伝染病で隔離された者、船舶中にある者などが遺言したい場合にだけ許される特別方式を除くと以下の3つの普通方式があります。

図表 3：普通方式での3つの遺言方式

	メリット	デメリット
自筆証書遺言	<ul style="list-style-type: none"> ● いつでも、すぐ1人で作れる（簡単・早い） ● 費用がかからない（安い） ● 内容も存在も知られないで OK 	<ul style="list-style-type: none"> ● ワープロ・録音等では無効 ● 紛失・偽造・変造の危険あり ● 要件不備の危険あり ● 執行に家庭裁判所の検認【注】が必要（執行に時間がかかる）
公正証書遺言	<ul style="list-style-type: none"> ● 安心・確実（要件不備の不安なし） ● 紛失・偽造・変造の危険なし ● 家庭裁判所の検認不要（すぐに執行できる） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 公証人・証人2人という手間・費用 ● 公証人と証人2人に内容が知られる
秘密証書遺言	<ul style="list-style-type: none"> ● 内容は誰にも知られない ● 紛失・偽造・変造の危険なし ● 代筆・ワープロ打ち・点字打ちでも可 	<ul style="list-style-type: none"> ● 要件不備の危険あり ● 公証人・証人2人という手間・費用とその存在が知られる ● 検認【注】が必要

【注】 遺言書の検認（民法1004条）

遺言書の保管または発見者は、家庭裁判所に遺言書を提出して、検認手続を行う必要があります。検認手続では、相続人全員に呼出状が送付され、遺言書の開封に立会います。ただし、検認手続では内容の適否や本人が作成したものかどうかの判断は行わないため、検認手続後に相続人間で争いになる場合もあります。

4. 遺言書作成への配慮

しかしながら、せっかく作成した遺言書に法定要件を欠く欠陥があったために、遺族が骨肉の争いをおこしたり、何年もかけて協議をしたりと円満に後を託した故人の意に反する結果に陥るケースがあります。

完全な遺言書を作成するためには次の要件を満たすことが重要といわれています。

- ①**形式要件**…自筆証書遺言や秘密証書遺言などは「作成日付」「名前」「押印」「割印」など1つでも欠ければ無効となる。
- ②**遺留分への配慮**…法定相続分を超えて遺言者の思い通りに相続財産を配分できたり、法定相続人以外にも財産を与えること（遺贈）もできるが、無制限に認めてしまうと争いに発展する危険もあるため、「遺留分減殺請求権」を念頭におくことが重要。
- ③**寄与分への配慮**…図表1(5)の具体例のように長男は後継者として父の事業に携わり父の財産形成に貢献し、サラリーマンの次男は貢献度ゼロなどの場合は長男への寄与分を盛り込む等の配慮が必要。
- ④**特別受益への配慮**…生前に特別受益を受けていた者とそうでない者がいる場合はこれを念頭に入れる必要。また持戻しの免除（図表1(4)参照）の場合でも遺言書に入れる必要。
- ⑤**遺言書の「付言事項」の重要性**…「寄与分」「特別受益の持戻し」の理由や「家族・会社関係者への想い」などを遺言書に追加記述することで各相続人への理解を得たり余計な争いを回避する手段にもなる。

5. 公正証書遺言のすすめ

以上を踏まえ、オーナー社長の遺言書は自筆証書遺言などと比べ、公正証書遺言をお勧めします。手数料はかかりますが、遺言書作成を法律の専門家へ依頼したり公証人による事前チェックが入ることから信頼性が高く、無効になりにくいといえます。

そもそも公正証書とは、法務大臣が任命する公証人（裁判官、検察官、法務局長、弁護士などを長年つとめた人から選ばれる）が作成する公文書です。そして図表3の比較表のとおり公

正証書の効用は、①極めて強力な証拠力があり、裁判になっても立証の苦勞が不要②公正証書の原本は、公証役場に保存されるため、紛失・偽造・変造などの心配がいないなどの大きなメリットがあげられます。

図表 4：公正証書作成手数料

相続人又は遺贈を受ける人1人あたりの手数料 1億円を超える部分については、以下の額が加算される

目的財産の価格	手数料	目的財産の価格	手数料
100万円まで	5,000円	1億円を超え3億円まで	5000万円ごとに 13,000円
200万円まで	7,000円	3億円を超え10億円まで	5000万円ごとに 11,000円
500万円まで	11,000円	10億円を超える分	5000万円ごとに 8,000円
1000万円まで	17,000円		
3000万円まで	23,000円		
5000万円まで	29,000円		
1億円まで	43,000円		

- ①図表4の手数料は、相続人又は遺贈を受ける人1人あたりのものです。遺言書全体の手数料を算出する場合には、遺言により財産を相続または受遺する人全員の手数料を合算する必要があります。(具体的な算出例は次回解説します)
- ②全体の財産が1億円未満のときは、上記①によって算出された合算手数料額に、11,000円が加算されます(遺言加算)。
- ③遺言書は、原本、正本、謄本の3部を作成しますが(原本を公証人役場に残し、正本と謄本は遺言者に渡す)、これらに必要な用紙の枚数分(ただし、原本については4枚を超える分)について、1枚あたり250円の費用がかかります。
- ④遺言者が病気または高齢者等のために体力が弱って公証人役場に赴くことができない場合でも公証人及び証人が病院、自宅、老人ホーム等に赴いて公正証書を作成できますが、この場合には、上記①の合算手数料が50%加算されるほか、公証人の日当と、現地までの交通費がかかります。
- ⑤祭祀の主催者(葬式・法事などの祭祀を主宰する人)の指定をした場合、さらに一律11,000円の手数料がかかります。(参考資料：日本公証人連合会)
 次回はオーナー社長の公正証書遺言作成などのポイントについて解説します。

本レポートには個人的な見解も含まれていることを予めお断りいたしますとともに、疑義が生じた場合は必要に応じて個別に専門家にお尋ねください。

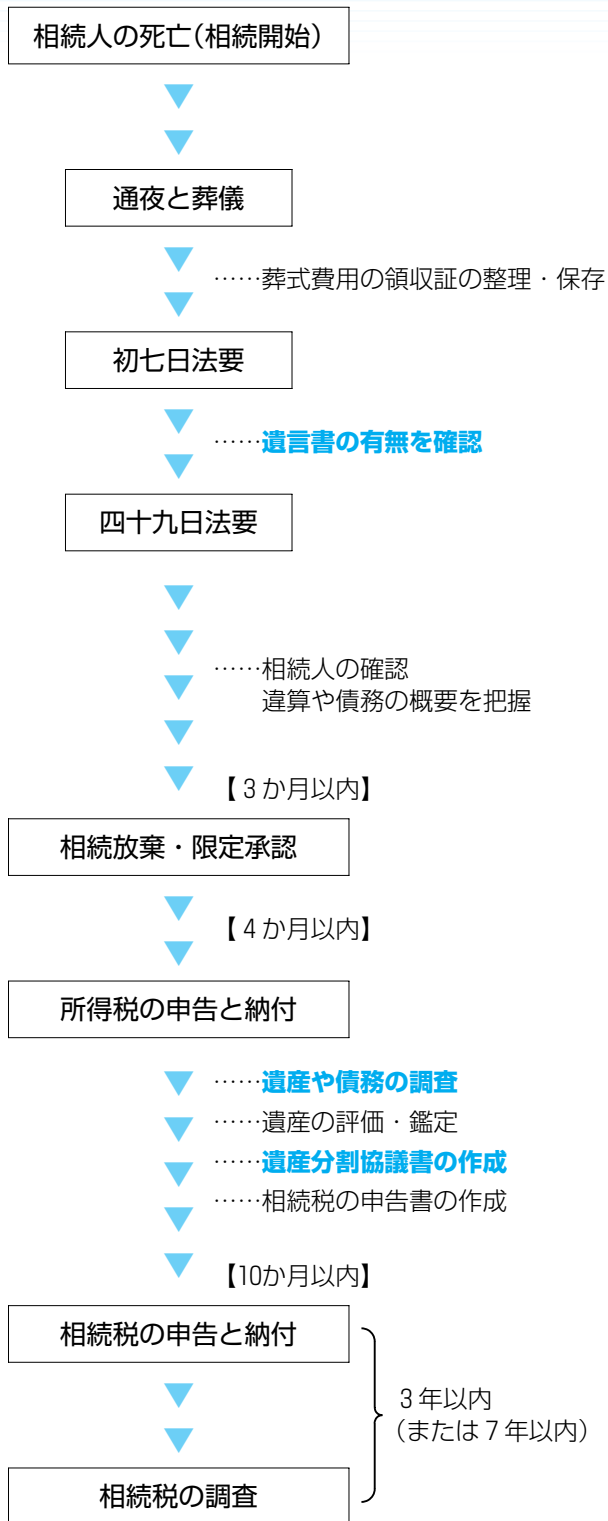
田幡 悦子 プロフィール

田幡 FP・行政書士事務所 所長
 行政書士・ファイナンシャルプランナー
 特定非営利活動法人さいたま SOHO 起業家協議会 理事
 埼玉県創業・ベンチャー支援センター 開業アドバイザー
 大学卒業後、民間企業で秘書業務、海外営業等を経て1991年に国際法律事務所に入所。パラリーガル(弁護士の指示・監督のもと法律業務を行う法律専門職)として11年間主に企業法務、M&A、知的財産権、民事訴訟等の業務を経験した後、各種資格を生かし2003年4月【安心】【確実】【迅速】を経営方針として田幡 FP・行政書士事務所設立。



参考1：相続開始後のフローチャート

相続後の手続きフローチャート



税務上の手続き

